

扶養認定に係る自営業者の収入の取扱について

扶養認定対象者が自営業者の場合の収入については下記の通りで、生計を維持するために投入し得る収入額となります。

自営業の収入 = 【 売上金額 - (売上原価 + 直接的必要経費) 】

※自営業の収入とは別に、恒常的な収入（給与、年金、恩給）がある場合

⇒ 控除前の総額を自営業の収入に加算して年収と考えます。



(例) **パン屋さんを経営している場合**

売上金額	売り上げの総収入
売上原価	小麦粉、バターなどの原材料
直接的必要経費	水道光熱費、地代家賃など

自宅で事業を行っている場合の賃貸料、水道光熱費、通信料、車両などの経費は、事業所負担分と自宅負担分が明確である書類を添付し、第三者から見ても判断できる場合に限り認められます。

◆ **直接的必要経費（収入から差し引くことができる経費）とは**

その費用なしには事業が成り立たない経費のこと

◆ **間接的 necessary 経費（収入から差し引くことができない経費）とは**

その費用が事業収入に直結しているとは認め難い経費のことで、**税法上の経費とは異なる取り扱いとなります。**

認められる（直接的必要）経費・認められない（間接的）経費の例

フジシールグループ健保では、原則下記一覧表ベースに、最終的に実情を勘案したうえで判断いたします

(○) 直接的必要経費として認められる経費の例

売上原価	○	通信費	○
荷造運賃	○	地代家賃	
旅費交通費	○	水道光熱費	
外注工賃	○	(店舗と住居が同一であるとき、店舗部分が明確に区分されている場合のみ認定)	

(×) 直接的必要経費として認められない経費の例

消耗品費	×	広告宣伝費	×
租税公課	×	接待交際費	×
減価償却費	×	損害保険料	×
福利厚生費	×	貸倒金	×
給料賃金	×	修繕費	×
利子割引料	×	雑費	×

注1：税法上の控除（青色申告特別控除等）や減価償却費など、現金支出が伴わないものは経費として認められません。

注2：農業収入についても上記に準じた取り扱いとします。

注3：確定申告書および決算書（内訳書）の控えは大切に保管してください。経費が明確でない場合は総収入で判断します。

注4：上記一覧表以外の経費等は実情に応じて判断します。

注5：子供などを認定する際に収入を比較する場合も上記を参考にしてください。

問合せ先

フジシールグループ健康保険組合

☎ 06-6755-4803

✉ info@fujiseal-kenpo.or.jp